

評議員報酬規程

社会福祉法人 正州会

社会福祉法人正州会 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正州会（以下「法人」という。）の定款第八条の規定に基づき評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 評議員の報酬は、その全額を通貨で、直接評議員に支払うものとする。ただし、法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その評議員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- (2) 評議員が、報酬の全部又は一部につき自己の預金へ振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(3) 報酬額は、次のとおりとする。ただし、定款第八条の規定により、各年度の総額は 500,000 円を超えないものとする。

15,000 円（日額）

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、評議員会及び研修会等に参加した者に対し、その日の分を評議員会当日に支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は 評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成 29 年 6 月 22 日より施行する。

令和 6 年 8 月 1 日改正（第3条（3））

令和 7 年 3 月 27 日改正（第3条（3））